

いよいよ始まる マイナンバー制度 vol.02

No.19

山陽女子短期大学 人間生活学科・専攻科 診療情報管理専攻
准教授 診療情報管理士指導者 有吉 澄江



みなさま、こんにちは！

前回から、マイナンバー制度について取り上げていますが、制度の概要は掴めましたでしょうか。国は、本年11月末までの「通知カード」の発送を目指していましたが、皆様は受け取られましたか。

「通知カード」と共に、「個人番号カード交付申請書兼電子証明書交付申請書」が届きますが、印刷工場から各地域の郵便局到着分は42%程度であったため、全国的に発送の遅れが出ているようです。また、誤配達などの問題も出てきており、本年1月の制度運用に懸念が出ています。お勤めの方は、本人のみならず被扶養者の番号も勤務先への通知が必要なことから、企業等の番号管理に影響が出そうですね。

マイナンバー制度の利点と注意点

1. マイナンバー活用の利点

マイナンバー制度は、前回にもお示ししましたように、税制や社会保障関連、災害対策など広範囲の特定の個人や法人、その他の団体の個人情報を番号で紐づけ、行政事務等の効率化につなげる等、国や自治体が分散管理している情報のスムーズな利用が可能になるという利点があります。また、個人の視点では、写真付きであることから、身分証明書としても使えます。

※医療情報の利用においては機微性が高いことから、医療分野では、「マイナンバーとは異なる番号とすること」と番号制度創設時の検討(平成23年6月政府与党社会保障税番号大綱)で整理されています。

2. マイナンバー関連の注意点

マイナンバーの登録料の支払いを求める詐欺未遂や番号の問い合わせ等、マイナンバー絡みの事件も発生していますので、注意をしなければなりません。不審なことがあれば、その手口を警察に伝えましょう。

また、マイナンバーの自己管理はいうまでもありませんが、企業などでは、従業員の税や社会保障などの手続きのために、従業員や扶養家族等の個人番号を集めなければならないなりません。中小企業では、マイナンバーの管理を外部委託するところもあるようです。企業側では情報流出対策も重要であり、特定の担当者以外の扱いを禁じ、不要になった場合は、廃棄するということが原則となります。

医療等の分野における マイナンバー制度の活用等

1. 患者情報連携の在り方

1) 患者の同意と個人情報保護

医療等の分野では、「病歴や服薬等の患者情報を患者と医療・介護事業者が信頼関係に基づいて情報共有しており、その利用においては、患者の同意を得るとともに、患者の特定や目的以外で使用しないよう機微性に配慮した個人情報保護の措置を講じる」とされています。

2) 医療等分野での情報連携の在り方

医療等の分野における病歴等の個人情報の適切な利用は、患者への安全で質の高い医療や介護の提供には不可欠であり、日常の健康管理や災害時での対応などにおいても、国民自らが診療・服薬の履歴を把握するニーズが大きいことから、本人の同意のもとに希望する患者番号を持つ仕組みが検討されています。また、医学研究の発展においても不可欠であり、個人の医療データの蓄積を活用することで、医学研究の発展や医療の高度化など社会全体の利益になります。

2. 医療等分野の情報連携の利用場面(図1参照)

医療等の分野では、図1の①から⑥までの利用場面が想定されていますが、まずは、マイナンバー制度の情報連携が稼働する平成29年7月からの活用を目指し、さらに検討されていきます。

以降に、平成27年12月10日に中間のまとめとして公表された「医療等分野における番号制度の活用に関する研究会報告書(概要)」を取り上げてみたいと思います。

情報連携の利用では、まず、これまでの受診時の健康保険証の提示・受給資格確認は、①医療保険のオンラインによる資格確認になります。情報の連携については、②医療保険加入者の健診データを保険者(図2)間で相互活用することで、医療費の適正化を図ることが出来ます。また、③病院での検査結果をかかりつけ医の診療への活用、救急医療やその後の継続的治療と介護事業所との有効な連携により、地域包括ケアの実現を目指しています。④健康・医療の研究分野では、レセプトNDB(診療報酬明細書や特定検診等の情報データベース)の活用やコホート研究(追跡研究)などの成果として、医療の質につなげ、行政ではデータ分析結果の政策への活用をしております。⑤健康医

療分野のポータルサービスでは、国民自らが健康・医療の履歴や記録を確認できる仕組みの整備、健康増進に活用できるようになります。また、予防接種等の履歴確認や案内にも活用されます。平成28年1月から実施される⑥「全国がん登録」では、がんの罹患、診療、転帰等の状況の正確な

把握・調査研究に活用し、その成果は、国民に還元されるようになります。

次回から、検討されている項目ごとに、さらにみていきましょう。

図1 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書資料 平成27年12月 厚生労働省情報製作担当参事官

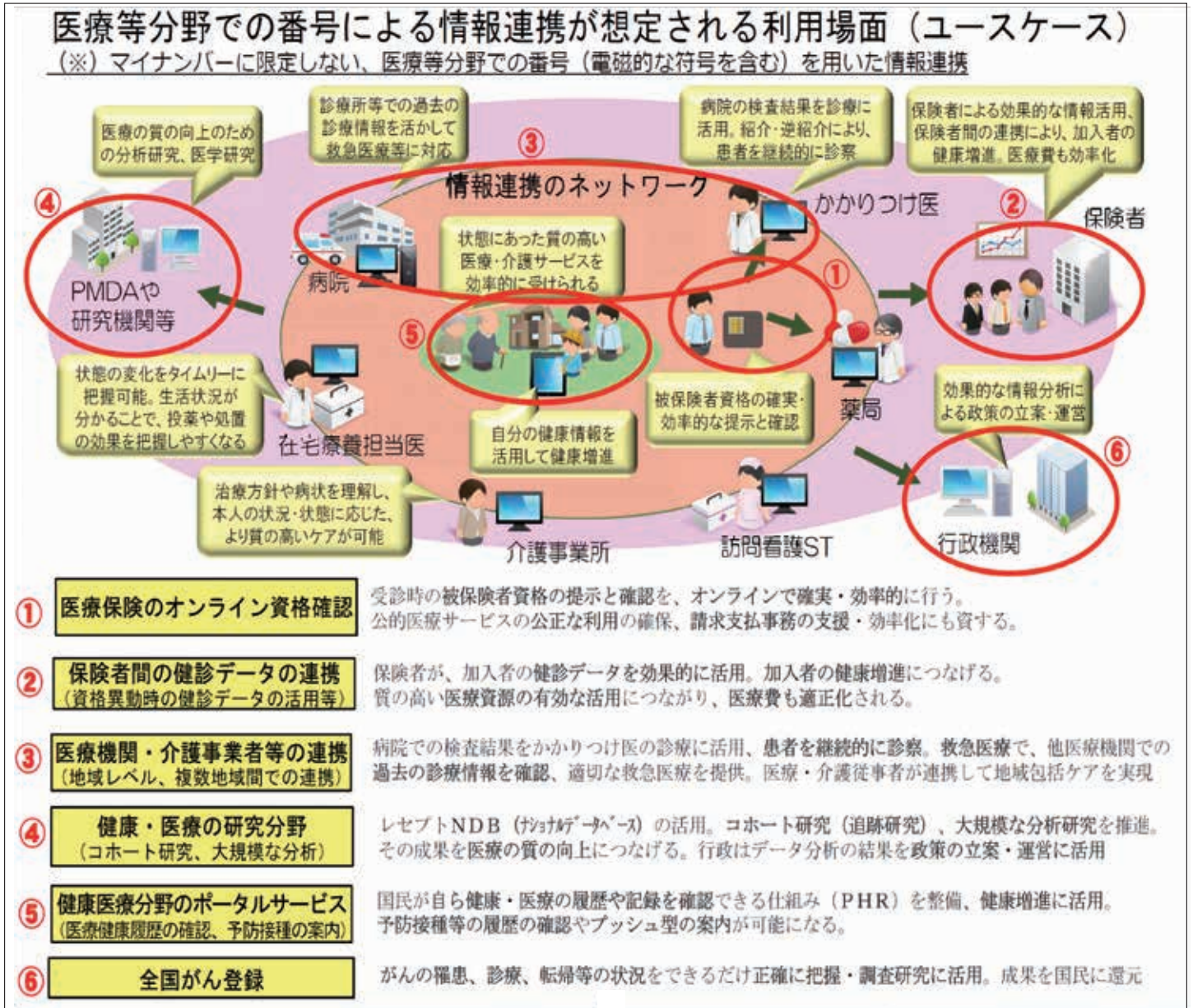


図2 医療・介護保険の保険の種類と保険者

	主な保険種類	対象者	保険者
医療保険	国民健康保険	自営業者など	市町村、国民健康保険組合
	長寿医療保険	75歳以上の方	後期高齢者医療広域連合
	健康保険	民間企業の職員	協会けんぽ / 健康保険組合
	共済保険	公務員・教職員	各種共済
介護保険	公的介護保険	主に65歳以上の方	市町村(広域連合)

- 介護や支援が必要とされ、保険者に要介護認定を受けた方
- 40歳以上64歳までの方は、特定疾病で介護が必要と認められた方